

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件

○消費者庁
厚生労働省 告示第一号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月七日

消費者庁長官 新井ゆたか

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
第二 監視指導の実施体制等に関する事項 一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項 第一の二の役割分担により、厚生労働省及び都道府県等が監視指導を実施する。 厚生労働省は、輸入食品監視指導計画等に基づき必要な監視指導が実施できるよう、厚生労働省の検疫所及び地方厚生局の体制を整備するとともに食品衛生監視員等の人員の確保を図る。 都道府県等は、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき必要な監視指導が実施できるよう、保健所及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。以下同じ。）、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の試験検査実施機関の体制を整備するとともに、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の確保を図る。食品衛生監視員にあつては、小規模営業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができれば、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。食鳥検査員にあつては、食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう食鳥処理業者（食鳥処理法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者を除く。）が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。 なお、食品衛生監視員にあつては、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。第五の三において「令」という	第二 監視指導の実施体制等に関する事項 一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項 第一の二の役割分担により、厚生労働省及び都道府県等が監視指導を実施する。 厚生労働省は、輸入食品監視指導計画等に基づき必要な監視指導が実施できるよう、厚生労働省の検疫所及び地方厚生局の体制を整備するとともに食品衛生監視員等の人員の確保を図る。 都道府県等は、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき必要な監視指導が実施できるよう、保健所及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の試験検査実施機関の体制を整備するとともに、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の確保を図る。食品衛生監視員にあつては、小規模営業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。食鳥検査員にあつては、食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう食鳥処理業者（食鳥処理法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者を除く。）が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。 なお、食品衛生監視員にあつては、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。第五の三において「令」という

。〕第一条に規定する材質の原材料に法第十八条第一項の規定に基づく規格に定められていない物質が含まれ、又は含まれるおそれのある器具又は容器包装を発見した場合は、当該物質に関する情報を厚生労働省に提供する。

二 厚生労働省、消費者庁、都道府県等その他関係機関相互の連携体制の確保

都道府県等の監視指導の実施に当たって、法第二十一条の規定等に基づき、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携を確保することは、特に、複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合や、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であって輸入食品等以外のもの（以下「広域流通食品等」という。）及び輸入食品等の監視指導において重要である。

このため、厚生労働省は、本省と地方厚生局のそれぞれにおいて、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域的な食中毒事案の発生状況、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。さらに、同省は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、本省及び地方厚生局と国立健康危機管理研究機構及び国立医薬品食品衛生研究所それぞれの連絡及び連携体制を確保する。

消費者庁は、都道府県等の食品衛生担当部局等との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反状況について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、連絡及び連携体制を確保する。特に、食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においては、

。〕第一条に規定する材質の原材料に法第十八条第一項の規定に基づく規格に定められていない物質が含まれ、又は含まれるおそれのある器具又は容器包装を発見した場合は、当該物質に関する情報を厚生労働省に提供する。

二 厚生労働省、消費者庁、都道府県等その他関係機関相互の連携体制の確保

都道府県等の監視指導の実施に当たって、法第二十一条の規定等に基づき、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携を確保することは、特に、複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合や、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であって輸入食品等以外のもの（以下「広域流通食品等」という。）及び輸入食品等の監視指導において重要である。

このため、厚生労働省は、本省と地方厚生局のそれぞれにおいて、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域的な食中毒事案の発生状況、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。さらに、同省は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、本省及び地方厚生局と国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所それぞれの連絡及び連携体制を確保する。

消費者庁は、都道府県等の食品衛生担当部局等との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反状況について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、連絡及び連携体制を確保する。特に、食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においては、

より緊密な連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所等との連絡及び連携体制を確保する。

三・四 (略)

五 試験検査実施機関の体制の整備等

厚生労働省及び都道府県等が適時適切に監視指導を実施するためには、適正かつ迅速に試験検査を実施できる体制を整備することが重要である。このため、厚生労働省及び都道府県等においては、検疫所の輸入食品・検疫検査センター、保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所等、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の各試験検査実施機関の役割分担を踏まえ、信頼性確保部門による内部点検の定期的な実施、外部精度管理調査の定期的な受検等、これらの機関の技術向上及び信頼性確保のための取組を行うとともに、必要な検査機器の整備、検査員等の関係職員に対する技術研修の実施等に努める。

また、法第二十八条第四項の規定により登録検査機関に試験に関する事務を委託する場合には、委託契約に基づき、業務の受託者としての業務の適正な管理を求め、必要に応じて定期的に試験の実施状況を確認するとともに、随時、同一検体について厚生労働省若しくは都道府県等の試験検査実施機関又は他の登録検査機関において試験検査を実施し、登録検査機関の精度管理の実施状況を確認するよう努める。

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一・三 (略)

四 食品等の収去検査等に関する事項

1 収去検査実施計画の策定

食肉等、乳及び乳製品、食鳥卵、水産食品、野菜等の食品群等ごとに、食品群等ごとの当該地域及び全国的な法違反状

より緊密な連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所等との連絡及び連携体制を確保する。

三・四 (略)

五 試験検査実施機関の体制の整備等

厚生労働省及び都道府県等が適時適切に監視指導を実施するためには、適正かつ迅速に試験検査を実施できる体制を整備することが重要である。このため、厚生労働省及び都道府県等においては、検疫所の輸入食品・検疫検査センター、保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所等、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の各試験検査実施機関の役割分担を踏まえ、信頼性確保部門による内部点検の定期的な実施、外部精度管理調査の定期的な受検等、これらの機関の技術向上及び信頼性確保のための取組を行うとともに、必要な検査機器の整備、検査員等の関係職員に対する技術研修の実施等に努める。

また、法第二十八条第四項の規定により登録検査機関に試験に関する事務を委託する場合には、委託契約に基づき、業務の受託者としての業務の適正な管理を求め、必要に応じて定期的に試験の実施状況を確認するとともに、随時、同一検体について厚生労働省若しくは都道府県等の試験検査実施機関又は他の登録検査機関において試験検査を実施し、登録検査機関の精度管理の実施状況を確認するよう努める。

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一・三 (略)

四 食品等の収去検査等に関する事項

1 収去検査実施計画の策定

食肉等、乳及び乳製品、食鳥卵、水産食品、野菜等の食品群等ごとに、食品群等ごとの当該地域及び全国的な法違反状

況、問題発生状況等を分析及び評価して、検査項目（微生物、残留農薬、添加物、汚染物質等）ごとの年間の検査予定数を含む食品等の収去検査の実施計画を定め、監視指導計画に記載する。 当該実施計画においては、保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保健所の衛生検査施設、<u>地方衛生研究所等</u>、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとの年間の試験検査実施予定数を定める。 検体採取機関ごとの収去予定数については、2の事項に留意するとともに、各検体採取機関の体制整備の状況等も踏まえて、近隣都道府県等と連携し、特に同一都道府県内において都道府県等相互間で連携して策定する。 試験検査実施機関ごとの試験検査実施予定数については、各試験検査実施機関の体制整備の状況等を踏まえて策定する。 五〃九 2・3 (略)	況、問題発生状況等を分析及び評価して、検査項目（微生物、残留農薬、添加物、汚染物質等）ごとの年間の検査予定数を含む食品等の収去検査の実施計画を定め、監視指導計画に記載する。 当該実施計画においては、保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保健所の衛生検査施設、<u>地方衛生研究所</u>、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとの年間の試験検査実施予定数を定める。 検体採取機関ごとの収去予定数については、2の事項に留意するとともに、各検体採取機関の体制整備の状況等も踏まえて、近隣都道府県等と連携し、特に同一都道府県内において都道府県等相互間で連携して策定する。 試験検査実施機関ごとの試験検査実施予定数については、各試験検査実施機関の体制整備の状況等を踏まえて策定する。 五〃九 2・3 (略)
--	---